

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、国民年金法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法関係事務
②事務の概要	<p>多治見市は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金第1号被保険者の資格取得(任意加入を含む)・喪失届の受理②付加保険料の申出、辞退届の受理③被保険者種別変更届の受理④被保険者の住所・氏名変更届の受理⑤死亡者の報告⑥年金保険料免除申請及び納付猶予学生納付特例申請(法定免除含む)の受理、所得等の確認⑦年金手帳再交付申請の受理⑧基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求の受付⑨未支給年金の受付⑩死亡一時金の受付⑪年金保険料の支払方法にかかる申出書等の受理⑫特別障害給付金の認定請求及び死亡届の受理⑬特別障害給付金受給者の所得状況届にかかる処理⑭障害基礎年金(20歳前)受給者の所得状況届にかかる処理⑮年金相談⑯個人番号が記載された請求書等の受理
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民福祉部保険年金課 TEL:0572-23-5746
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民福祉部保険年金課 TEL:0572-23-5746
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととの留意事項を遵守していることから十分であると考え。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理マニュアルの徹底及び窓口業務の安定的運用により、単純な事務ミスによる特定個人情報の漏えいを防止する対策を講じていることから十分であると考え。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	記載なし	⑯個人番号が記載された請求書等の受理	事前	①重要な変更当たる
平成29年3月24日	5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 富田 明憲	保険年金課長 土本 雄司	事後	①重要な変更当たらない(人事異動による所属長変更)
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	次長兼保険年金課長 土本 雄司	保険年金課長 金子 淳	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークスの制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表46の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークスの制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	—	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら		新規追加	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	③被保険者証種別変更届の受理	③被保険者種別変更届の受理	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	